



# 逗子市高齢者保健福祉計画

第9期老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画  
令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）



逗子市



# 1 計画策定の背景・目的 ①

- 平成12年（2000年）に介護保険制度が創設



- 高齢者及び要介護認定者の増加に伴い、介護給付費が急増

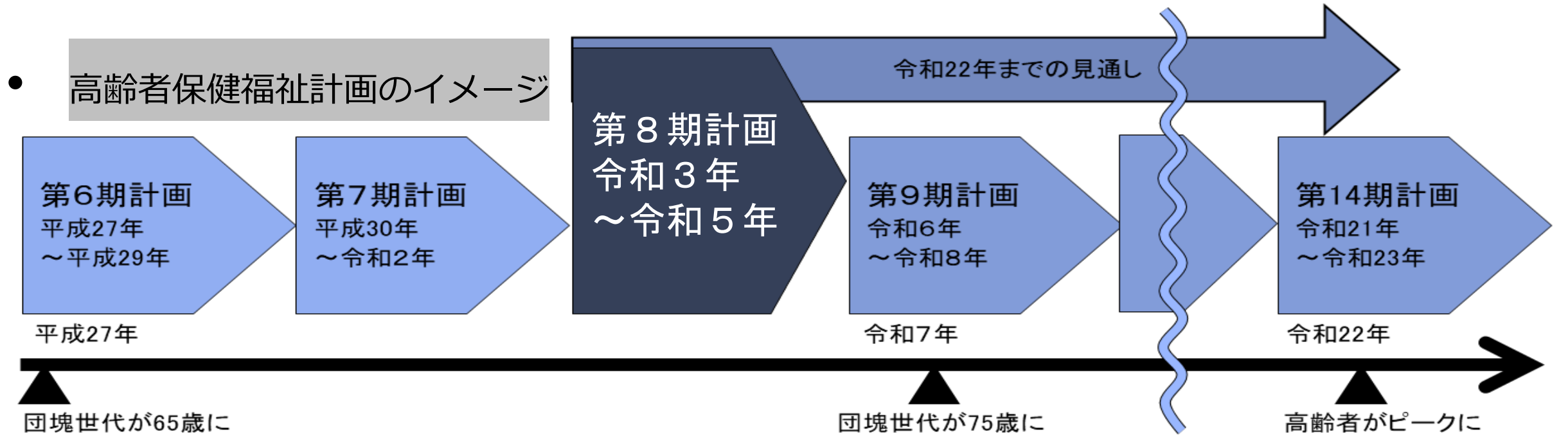


- 介護保険制度の安定的な運営の行うには課題が山積



# 1 計画策定の背景・目的 ②

- 地域共生社会の実現を目指す
- 「元気高齢者プロジェクト」も計画上に位置付け



# 2 計画の位置付け ①

- 介護保険法第116号

➡ 国が介護保険事業に係る給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

- 介護保険法第117条及び118条

➡ 基本指針に基づき市町村・都道府県が3年を1期とする高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）を策定。



# 2 計画の位置付け ②

本計画は、

- 老人保健法第20条の8の規定による老人福祉計画
- 介護保険法第117条第1項の規定による介護保険事業を  
抱合した行政計画

## 高齢者保健福祉計画

老人保健法  
第9期老人福祉計画

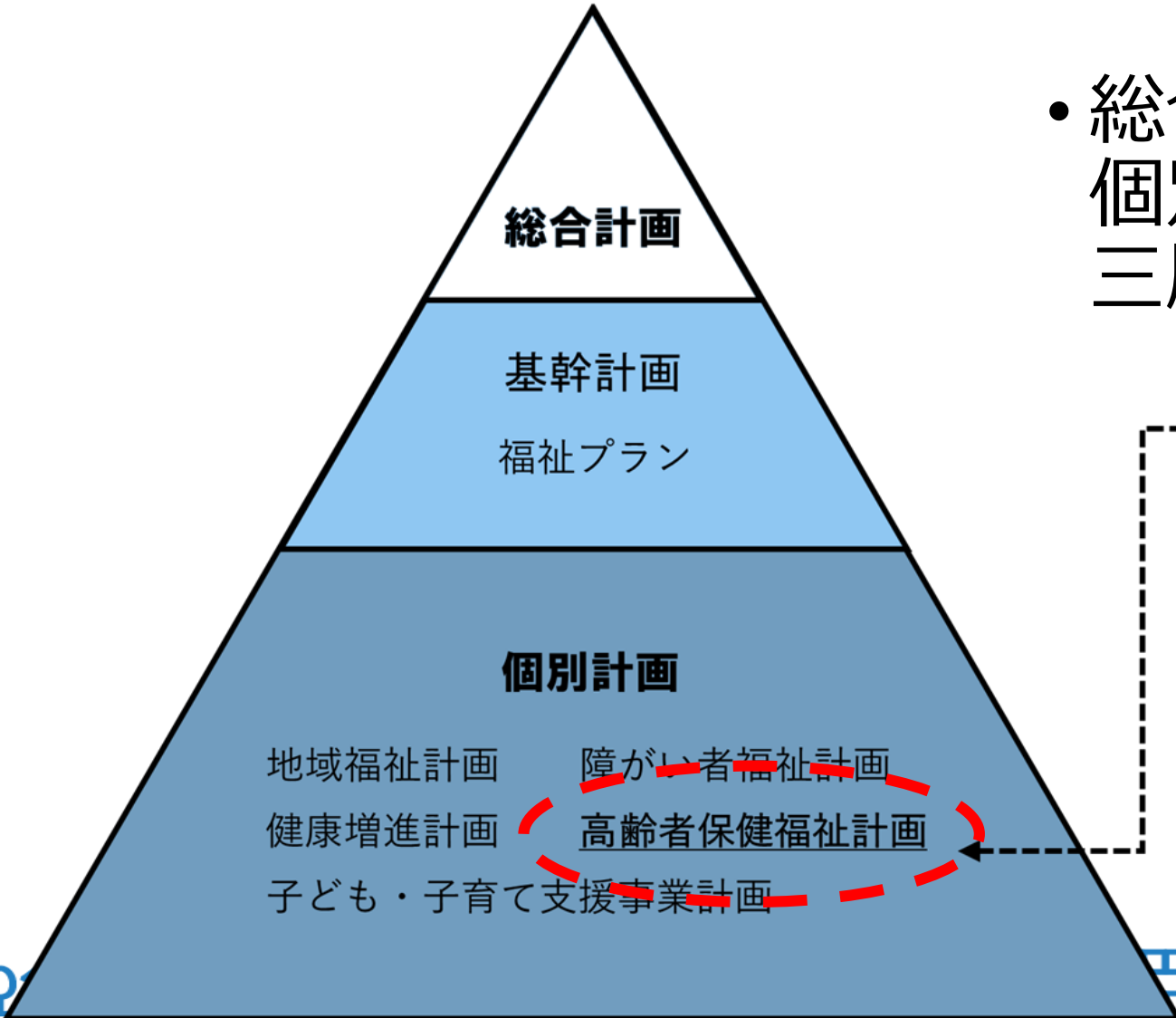
介護保険法  
第8期介護保険事業計画



# 2 計画の位置付け

## ③ 上位計画・関連計画

- 総合計画の下に、基幹計画・個別計画として位置付ける三層構造



### 関連計画

- 国民健康保険データヘルス計画
- 食育推進計画
- スポーツ推進計画
- 市営住宅管理計画
- 避難行動要支援者避難支援計画
- 生涯学習活動推進プラン



# 3 日常生活圏域の設定



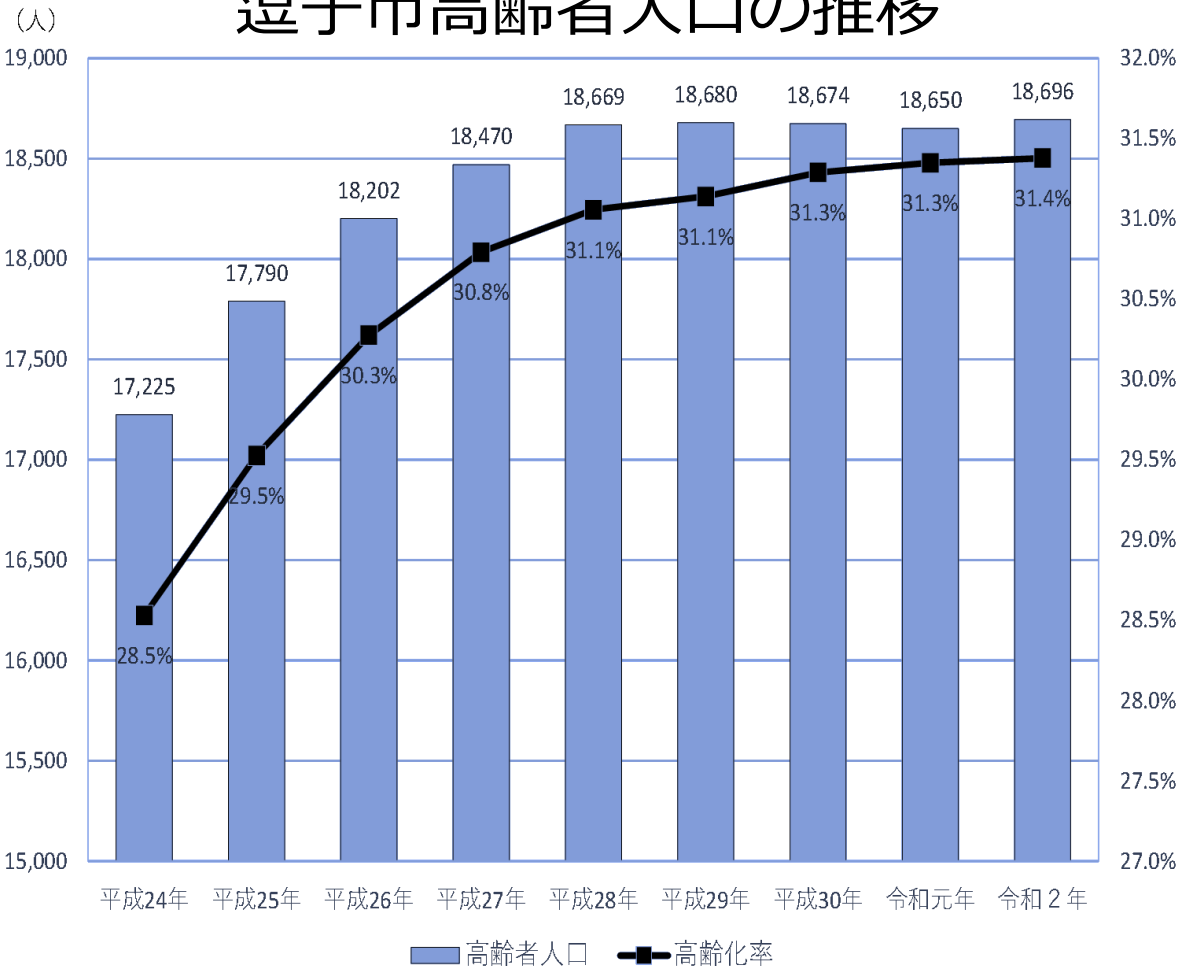
- 地域との連携強化や高齢者人口の増加など、地域包括支援センターに求められる役割がますます増加することから、民生委員児童委員協議会の地区割りと合わせ、日常生活圏域を3圏域とします。



# 4 逗子市の現状

## ① 高齢者人口

### 逗子市高齢者人口の推移



- 本市の総人口は、令和2年9月末日時点で59,582人、65歳以上人口（以下、高齢者人口）は18,696人であり、その総人口に占める割合（以下、高齢化率）は31.4%。
- 平成24年と令和2年を比べると、総人口が減少の中、高齢者人口の中でも後期高齢者人口の増加率が際立っている。



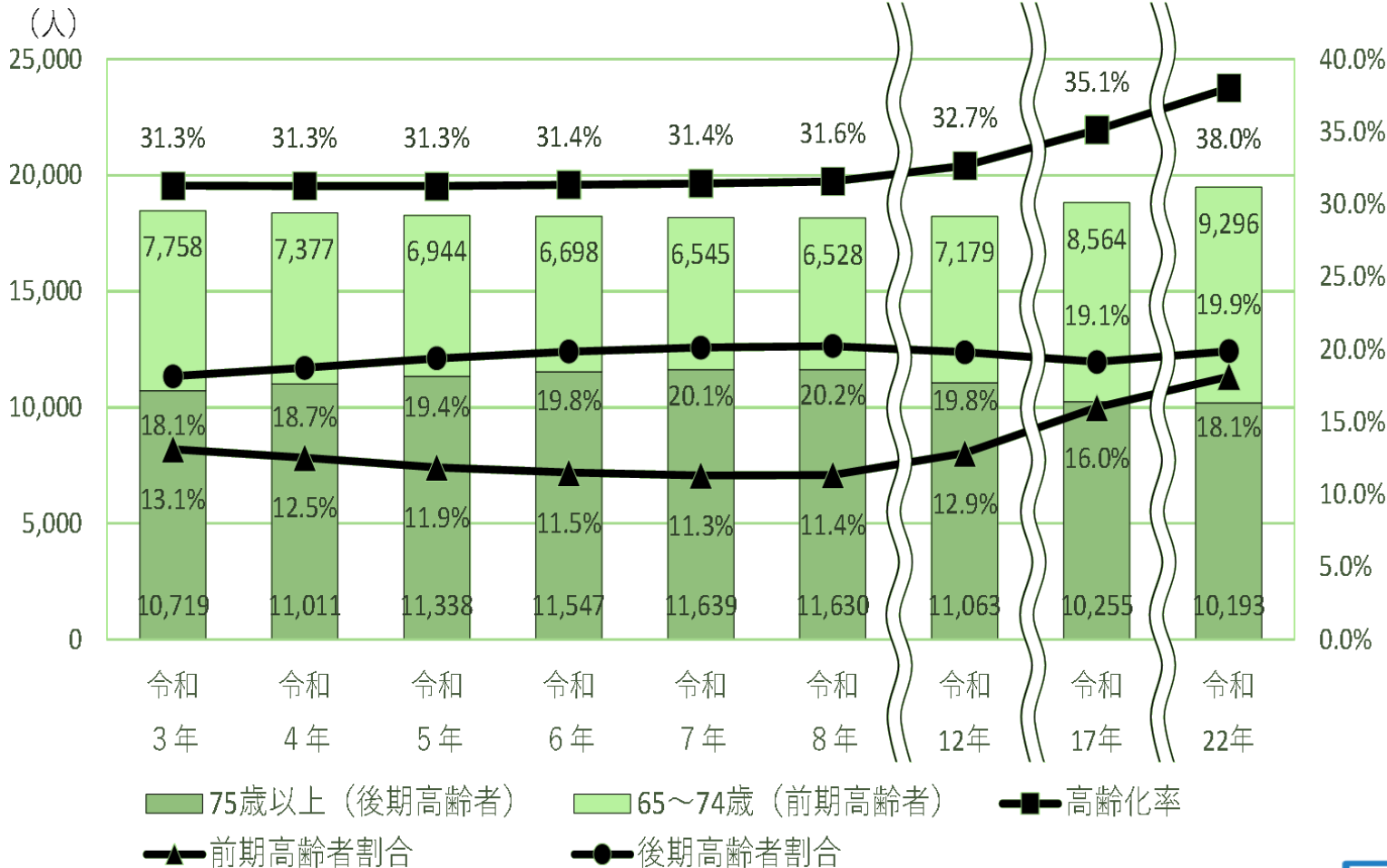


# 4

## 逗子市の現状

### ② 高齢者人口推計

逗子市高齢者人口の推計

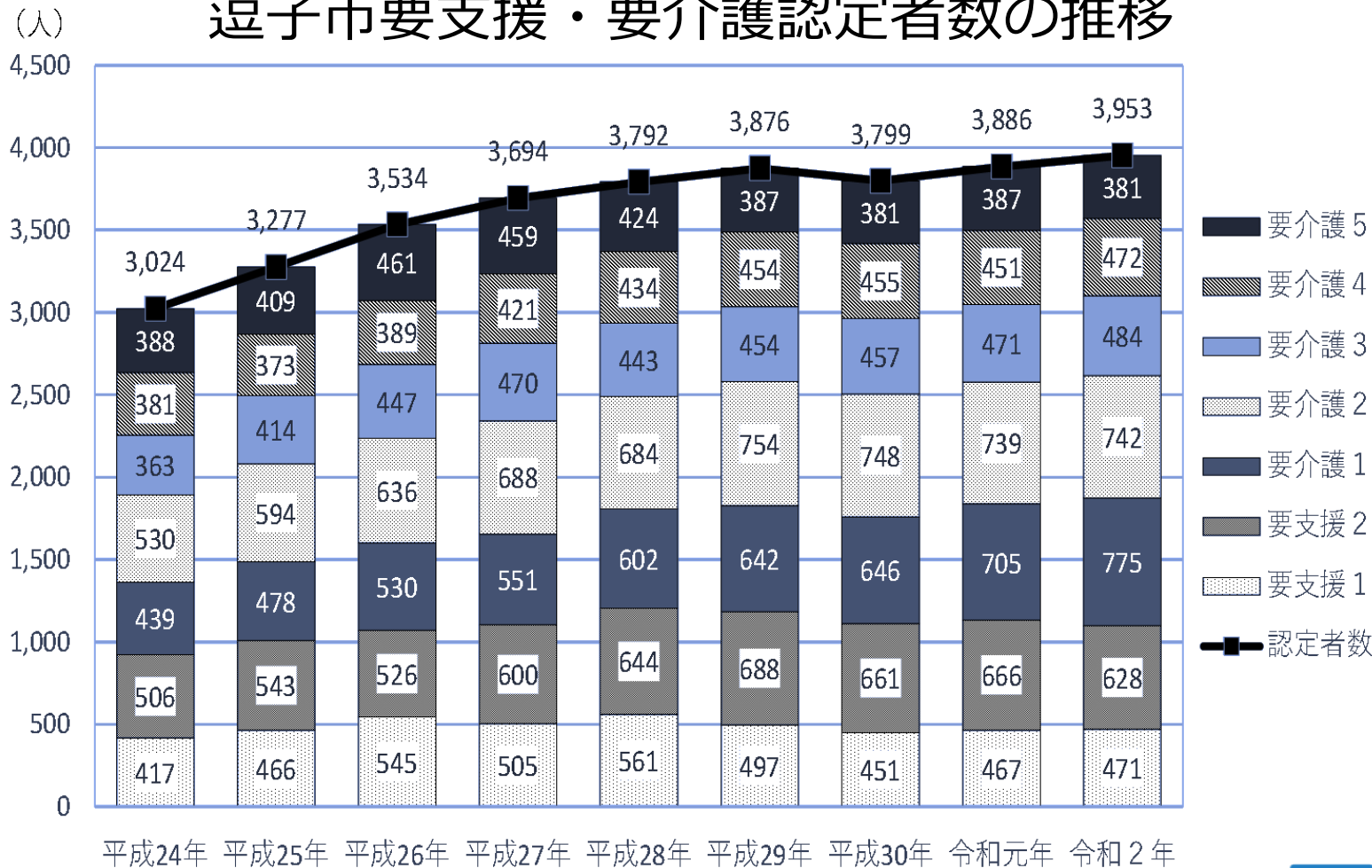


- 本市の総人口は減少傾向が続き、令和7年は57,834人、令和22年には51,256人と見込まれる。
- 65歳以上の高齢者人口は、令和9年までは減少が続き、以降は増加。
- 高齢化率は令和7年頃まで横ばいだが、その後微増、令和22年には38%。



# 4 逗子市の現状 ③ 要支援・要介護認定者数

逗子市要支援・要介護認定者数の推移

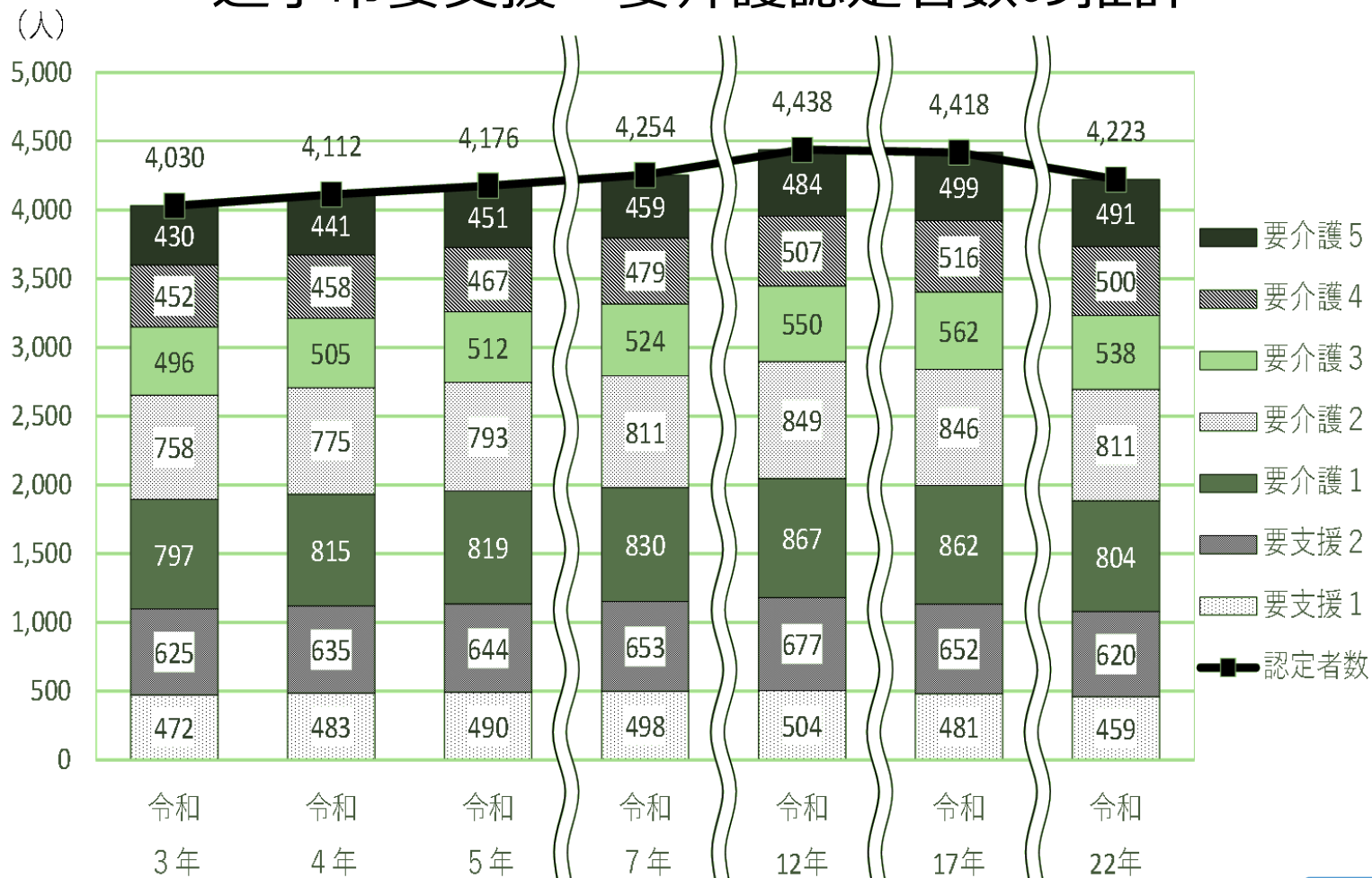


- 要支援・要介護認定者数は、令和2年9月末時点で4,022人、平成24年から8年間で933人増えており、年平均117人の増加。



# 4 逗子市の現状 ④ 要支援・要介護認定者数推計

逗子市要支援・要介護認定者数の推計



- 本市の要支援・要介護認定者数は、令和7年に4,254人、令和22年には4,223人と見込まれる。

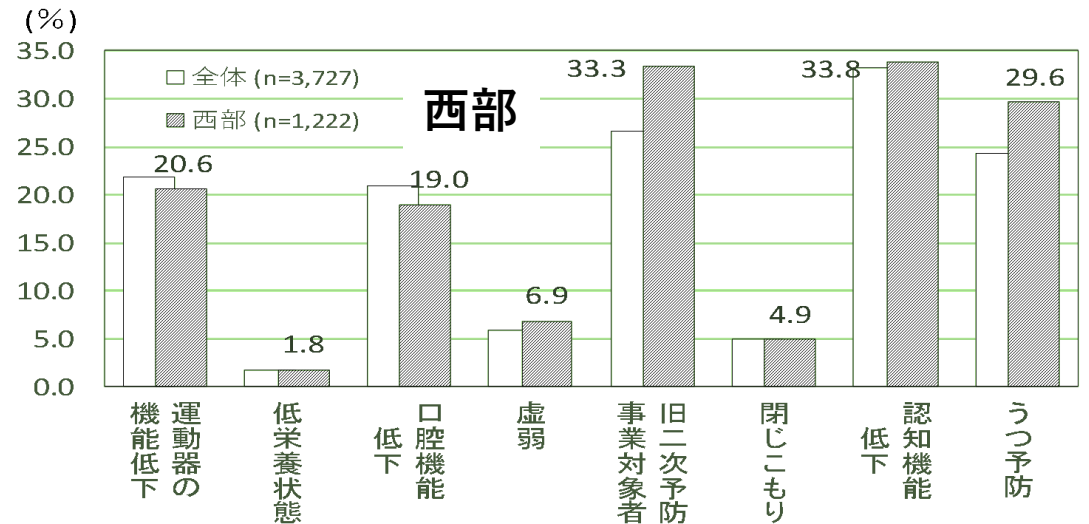
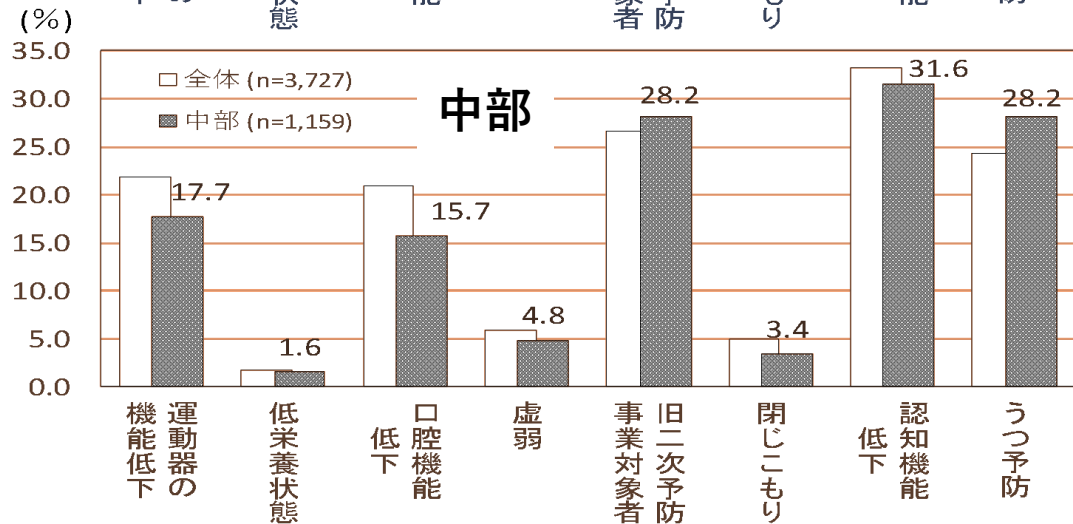
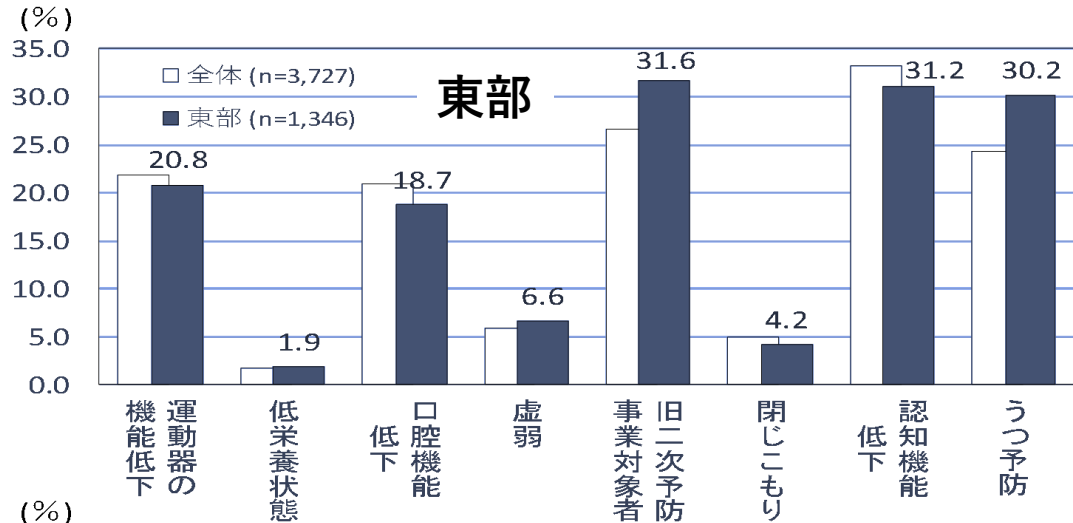


# 4 逗子市の現状

## ⑤ アンケート調査結果より

### 生活機能リスク該当者

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より)



- 各圏域別に生活機能等リスク該当者状況については下図のとおり。

# 5 基本理念・基本構想

**基本  
理念**

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち



**基本  
方針**

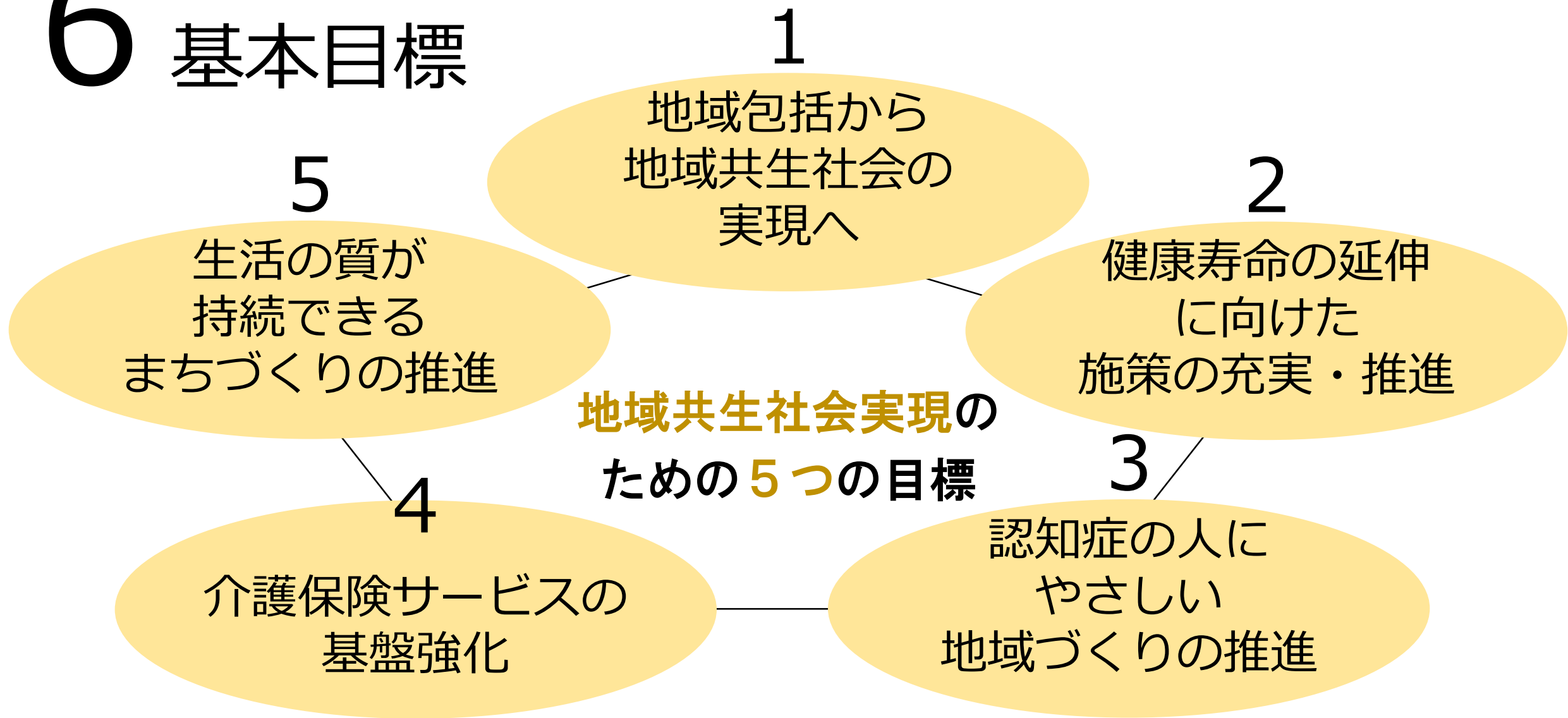
地域共生社会の実現



5つの基本目標



# 6 基本目標



# 7

## 施策の展開

### 基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

### ★ 重層的支援体制整備事業の実施と取り組み

- 高齢者の地域生活課題は、認知症や家族の介護に伴うものから、8050世帯やダブルケア、世帯が地域から孤立している状態へと、複雑化・複合化していることが分かってきました。
- 高齢者の地域生活課題と、障がい、子ども・子育て、生活困窮の支援ニーズは更に多様化すると考えられ、今後はそれらに対応する包括的な支援体制を構築します。



# 7

## 施策の展開

基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

### ★ 重層的支援体制整備事業の実施と取り組み

#### ① 相談支援機関、拠点等の設置

- 市内3か所の地域包括支援センターをを包括的相談支援機関と位置付け、1人ずつ相談支援包括化推進員を配置し、世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な支援機関につなぐ役割を担う全世代型（ワンストップ）相談窓口として運営する。





# 7

## 施策の展開

### 基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

### ★ 重層的支援体制整備事業の実施と取り組み

#### ② 参加支援、他機関協働事業、アウトリーチ事業

- 他機関協働事業

➡ 複雑化・複合化した課題事例等を関係機関で支援の方向性を示す。

- 参加支援事業

➡ 本人のニーズを踏まえた社会とのつながりを作るための支援。

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

➡ 必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、本人との信頼関係をつくるための調整を行う



# 7

## 施策の展開

### 基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

## ★ 重層的支援体制整備事業の実施と取り組み

### ③ 重層的支援会議・相談支援包括化推進会議の実施

- 重層的支援会議

➡ 各多機関協働事業の相談支援包括化推進員が参加し、支援の適切性、支援終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発の検討などを役割として開催

- 相談支援包括化推進会議

➡ 既存の地域包括ケア会議を利用し、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が提供できるよう、情報の共有や必要な支援体制の検討、地域全体の福祉ニーズの把握を目的に実施



# 7

## 施策の展開

基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

### ★ 重層的支援体制整備事業の実施と取り組み

#### ④ 関係機関の連携

- 協議体の設置

- ➡ 事業の具体的な体制を議論する庁内の協議体を設置。

- 専門職間の連携

- ➡ 既存の地域ケア個別会議・地域ケア推進会議の枠組を有効に活用。

- 個別計画との関連性

- ➡ 地域共生社会の推進をすすめる旨の記述を障がい者福祉計画に記載。地域福祉計画に(高齢、障がい、子ども子育て、生活困窮)に関する包括的な基本方針・評価を検討。



# 7

## 施策の展開

基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

### 施策の方向性(1) 地域包括ケアから地域共生社会の実現へ (重層的支援体制整事業の創設)

- ① 生活支援体制整備事業(地域づくり事業)
- ② 地域包括支援センター運営事業(包括的相談支援事業)
- ③ 地域福祉推進事業
- ④ 生活困窮者自立支援事業 **新規**
- ⑤ 民生委員・児童委員
- ⑥ 消費生活相談
- ⑦ 一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業) **新規**



# 7

## 施策の展開

基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

### 施策の方向性(1) 地域包括ケアから地域共生社会の実現へ (重層的支援体制整事業の創設)

#### ④ 生活困窮者自立支援事業 **新規**

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進するよう支援。



# 7

## 施策の展開

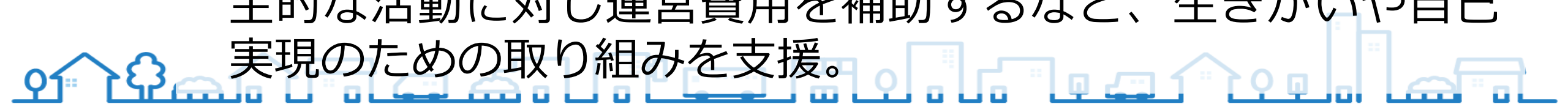
基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

### 施策の方向性(1) 地域包括ケアから地域共生社会の実現へ (重層的支援体制整事業の創設)

#### ⑦ 一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業) **新規**

- 高齢者の自立した生活を維持するため、また、介護予防に対する意識啓発や自立への支援を充実させるため、要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者や一般高齢者に対し、運動教室等の各種予防事業を実施。
- 地域の通いの場において実施されている介護予防に資する自主的な活動に対し運営費用を補助するなど、生きがいや自己実現のための取り組みを支援。



# 7 施策の展開

基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

## 施策の方向性(2) 地域包括支援センターの機能強化・拡充

- ① 地域包括支援センター運営事業
- ② 在宅医療・介護連携推進事業
- ③ 地域包括ケアシステム推進事業



# 7 施策の展開

基本目標 1

地域包括ケアから地域共生社会の実現へ

## 施策の方向性(3) 高齢者と介護者の在宅生活の支援

- ① 生活支援体制整備事業(地域づくり事業)
- ② ひとり暮らし高齢者訪問事業
- ③ 福祉緊急通報システム」事業
- ④ 福祉配食サービス事業
- ⑤ 在宅高齢者紙おむつ等支給事業
- ⑥ ふれあい収集





# 7

## 施策の展開

基本目標 2

健康寿命の延伸に向けた施策の充実・推進

**施策の方向性(1) 健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者を目指す取り組み (介護予防・日常生活支援総合事業の推進)**

- ① 一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業)
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 男性介護予防・生活支援サービス事業
- ④ 男の料理教室事業
- ⑤ 食生活改善推進員養成講座事業
- ⑥ 保険事業と介護予防の一体的実施事業 **新規**
- ⑦ 一般管理事業 **新規**



# 7

## 施策の展開

### 基本目標 2

健康寿命の延伸に向けた施策の充実・推進

**施策の方向性(1) 健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者を目指す取り組み（介護予防・日常生活支援総合事業の推進）**

#### ⑥ 保険事業と介護予防の一体的実施事業 **新規**

- 高齢者の保健事業と介護予防に関わるデータの分析をもとに、高齢者に対する個別的支援及び通いの場等への関与など、一体的な実施を図る。
- 企画・調整等を担当する保健師と地域を担当する専門職が連携を取りながら、通いの場等への積極的な関与（アウトリーチ）を行い、本市に多い疾病の予防やフレイル対策に努める。



# 7

## 施策の展開

### 基本目標 2

健康寿命の延伸に向けた施策の充実・推進

## 施策の方向性(1) 健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者を目指す取り組み（介護予防・日常生活支援総合事業の推進）

### ⑦ 一般管理事業 **新規**

- 本市の介護保険システムに保存されている介護に関するデータ及び地域包括ケア「見える化」システム等のデータを、地域支援事業等に活用。
- データに基に地域に即した事業を実施するとともに、効果測定においてデータを活用することで、正確な分析検証を行い、必要に応じて事業内容を修正実施。



# 7 施策の展開

## 基本目標 2

健康寿命の延伸に向けた施策の充実・推進

### 施策の方向性(2) 生きがい・社会参加の促進)

- ① 生きがい推進事業
- ② 老人クラブ育成事業
- ③ 高齢者センター運営事業
- ④ 福祉バス運行事業
- ⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- ⑥ 未病センター活用事業
- ⑦ 生涯学習の推進
- ⑧ スポーツ推進
- ⑨ 高齢者就労支援



# 7 施策の展開

基本目標 3

認知症の人にやさしい地域づくりの推進

## 施策の方向性(1) 認知症施策大綱を踏まえた認知症施策の推進

- ① 認知症総合支援事業
  - ・ 認知症初期集中支援推進事業
  - ・ 認知症地域支援・ケア向上事業
- ② 認知症サポーター養成事業
- ③ 家族介護者支援事業
- ④ 徘徊高齢者対策事業



# 7 施策の展開

基本目標 3

認知症の人にやさしい地域づくりの推進

## 施策の方向性(2) 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

- ① 逗子あんしんセンター助成事業
- ② 成年後見制度利用支援事業
- ③ 成年後見利用促進事業
- ④ 高齢者虐待対策事業



# 7 施策の展開

基本目標 4

介護保険サービスの基盤強化

## 施策の方向性(1) 介護保険制度の適切な運営

- ① 高額介護サービス等給付事業
- ② 介護保険サービス低所得者利用者負担対策事業
  - ア 訪問介護利用者負担の助成 (障がい者ホームヘルプサービス利用者対象)
  - イ 社会福祉法人の利用料減免に対する補助金の交付
  - ウ 生計困難者の介護サービス利用者負担の軽減
  - エ 介護老人保健施設等利用における低所得者に対する助成
- ③ 保険料賦課徴収事務費



# 7 施策の展開

基本目標 4

介護保険サービスの基盤強化

## 施策の方向性(2) 給付適正化への取り組み

### ① 介護給付等費用適正化事業

主要 5 事業

- 要介護認定の適正化
- ケアプラン点検
- 住宅改修等点検
- 総覧点検・医療情報との突合
- 介護給付費通知





# 7

## 施策の展開

基本目標 4

介護保険サービスの基盤強化

### 施策の方向性(3) 介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化

#### ① 介護人材確保事業 **新規**

- ・介護人材需給推計ワークシートを活用し、将来的な介護需要を推計するとともに、逗子の介護サービス情報を集約したポータルサイトを新たに開設・運用し、積極的な情報発信を行うとともに、事業所の管理者等を対象とした研修の実施、そして介護人材の確保に向けた事業を予算の範囲内で実施。



# 7 施策の展開

基本目標 4

介護保険サービスの基盤強化

## 施策の方向性(4) 介護保険サービスの質の確保

- ① 居宅（介護予防）サービス
- ② 地域密着型（介護予防）サービス
- ③ 施設サービス
- ④ 特別給付費給付事業



# 7 施策の展開

基本目標 4

介護保険サービスの基盤強化

## 施策の方向性(5) 高齢者の多様な住まい方の充実

- ① 介護サービス施設整備
- ② 福祉用具・住宅改修支援事業
- ③ 高齢者施設入所事業
- ④ 市営住宅



# 7 施策の展開

基本目標 5

生活の質が持続できるまちづくりの推進

## 施策の方向性(1) 安心・安全なまちづくりの推進

- ① 福祉有償運送事業
- ② 避難行動要支援者事業
- ③ 福祉避難所
- ④ 火災予防事業



# 7

## 施策の展開

基本目標 5

生活の質が持続できるまちづくりの推進

### 施策の方向性(2) 災害や感染症対策に係る体制整備

#### ① 高齢者・事業所への情報提供事業 **新規**

- ・自然災害や感染症の流行など不測の事態が発生した場合は、迅速に状況を把握・取りまとめを行い、正確な情報を分かりやすく高齢者に提供するとともに、関係各所と情報共有を図り、サービスの停止を余儀なくされた市内事業所等に対しては、速やかにサービスが再開できるように支援を行う。



# 7

## 施策の展開

基本目標 5

生活の質が持続できるまちづくりの推進

### 施策の方向性(2) 災害や感染症対策に係る体制整備

#### ① 高齢者・事業所への情報提供事業 **新規**

- 平生においては介護事業所に対して不測の事態を想定したガイドライン等を明示したうえで、緊急時・非常時対策の構築を支援。
- 新型コロナウイルス感染症への対応については、最新の「新型コロナウイルス感染症に係る逗子市の取組方針」に基づき対処。



# 8 介護保険サービスについて ①

## ・各サービスの見込み量 - 居宅介護サービス

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護	735	738	660	738	740	742	737	747
訪問入浴介護	52	57	61	77	74	74	73	74
訪問看護	346	395	413	438	446	452	460	458
訪問リハビリ テーション	61	56	50	65	66	64	65	66
居宅療養管理指 導	659	723	754	754	757	761	712	743
通所介護	541	528	437	531	539	539	545	549
通所リハビリ テーション	164	132	108	175	177	174	178	180
短期入所生活介 護	189	181	137	192	194	192	193	200

# 8 介護保険サービスについて ①

## ・各サービスの見込み量－居宅介護サービス

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所療養介護（老健）	25	22	13	23	23	23	23	24
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	981	1,027	1,038	1,046	1,052	1,061	1,061	1,005
特定福祉用具購入費	21	20	35	24	24	24	24	24
住宅改修費	21	18	15	19	19	19	18	19
特定施設入居者生活介護	283	313	351	360	396	404	404	404
居宅介護支援	1,530	1,565	1,519	1,650	1,692	1,669	1,695	1,707





# 8 介護保険サービスについて ①

## ・各サービスの見込み量 - 介護予防サービス

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問入浴 介護	0	1	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	40	42	41	42	43	44	45	45
介護予防訪問リハ ビリテーション	6	11	14	14	14	15	16	14
介護予防居宅療養 管理指導	56	63	72	72	73	74	76	73
介護予防通所リハ ビリテーション	45	36	20	45	47	48	48	45
介護予防短期入所 生活介護	1	3	1	2	2	2	2	2
介護予防短期入所 療養介護（老健）	0	1	0	1	1	1	1	1

# 8 介護保険サービスについて ①

## ・各サービスの見込み量 - 介護予防サービス

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	216	249	258	274	279	286	310	289
特定介護予防福祉用具購入費	8	6	2	6	6	6	7	6
介護予防住宅改修	13	12	6	12	12	12	13	12
介護予防特定施設入居者生活介護	49	55	51	55	56	58	58	58
介護予防支援	284	311	306	335	344	351	359	335

# 8 介護保険サービスについて ①

## ・各サービスの見込み量 - 地域密着型サービス

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	0	3	3	3	3	3
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	29	29	32	35	37	34	36	36
小規模多機能型居宅介護	22	27	44	46	49	47	48	48
認知症対応型共同生活介護	65	59	59	59	80	80	80	80
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	17	17	17	17	17	20	20

# 8 介護保険サービスについて ①

- 各サービスの見込み量 - 地域密着型サービス

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	320	344	294	350	354	355	360	358



# 8 介護保険サービスについて ①

- 各サービスの見込み量 - 地域密着型介護予防サービス

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防認知症 対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介 護	2	2	2	2	2	2	3	2
介護予防認知症 対応型共同生活 介護	0	0	0	0	0	0	0	0



# 8 介護保険サービスについて ①

- 各サービスの見込み量 - 施設サービス

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設	304	311	315	315	335	385	415	415
介護老人保健施設	147	145	141	142	142	142	154	159
介護療養型医療施設	4	2	2	2	2	2		
介護医療院	0	1	1	1	1	1	3	3



# 8 介護保険サービスについて ①

## ・各サービスの見込み量 - 地域支援事業

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問型サービス (従前相当分)	293	269	270	274	280	284	266	237
通所型サービス (従前相当分)	390	427	430	437	445	453	424	437

## ・各サービスの見込み量 - 市町村特別給付

単位：人/月

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
移送サービス	190	146	230	300	300	300	300	300



# 8 介護保険サービスについて ②

## ・第8期計画期間の施設・居住系サービス整備方針

	施設種別	第8期の目標
入所施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	80床の増加を目指す * ショートステイの転換など既存施設の活用も検討。
	介護老人保健施設 (老健)	現状を維持する
入居施設	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	18床の増加を目指す
	特定施設入居者生活介護	50床の増加を目指す





# 8 介護保険サービスについて ③

## ・給付費の見込み

単位：千円

	実績		見込	計画期間			2025	2040
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅介護サービス計	2,803,200	2,943,333	2,953,236	3,193,245	3,303,592	3,326,841	3,349,355	3,418,186
介護予防サービス計	133,103	1,44,260	124,185	152,245	154,502	158,017	162,584	155,873
地域密着型サービス計	584,275	580,429	586,940	641,937	725,161	718,681	735,605	745,831
地域密着型介護予防サービス計	1,553	1,727	1,897	1,897	1,898	1,898	2,203	1,898
施設サービス計	1,450,596	1,486,659	1,536,733	1,539,953	1,606,397	1,769,228	1,909,985	1,928,252

# 8 介護保険サービスについて ④

## ・介護保険給付費の財源構成

		介護（介護予防）給付		地域支援事業	
		介護給付 （居宅）	介護給付 （施設）	介護予防・ 日常生活支援 総合事業	包括的 支援事業・ 任意事業
保険料	第1号被保険者 （65歳以上）	22.80%	22.80%	23.00%	23.00%
	第2号被保険者 （40～64歳）	27.00%	27.00%	27.00%	
公費	国庫負担金	20.00%	15.00%	20.00%	38.50%
	調整交付金	5.20%	5.20%	5.00%	
	県負担金	12.50%	17.50%	12.50%	19.25%
	市負担金	12.50%	12.50%	12.50%	19.25%
計		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%



# 8 介護保険サービスについて ④・保険料の算定

給付費等総額	本計画期間（3年間）の給付費等総額	19,425,102千円
第1号被保険者負担分相当額	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 [給付費等総額の23%]	4,467,906千円
調整交付金	市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	基本的な金額	942,106千円
調整交付金見込額	本市における交付見込額	1,120,017千円
市町村特別給付金等		8,400千円
保険料収納必要額		4,298,394千円
介護保険事業運営基金	第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える運営基金からの取り崩し	90,000千円
予定保険料収納率	平成30年度及び令和元年度の実績と 令和2年度の収納実績等を勘案して推計	98.7%
保険料基準月額	保険料収納必要額から、予定保険料収納率、運営基金の取り崩しを考慮した額を、3年間の第1号被保険者累計数及び12か月で割って算出	5,810円



# 8 介護保険サービスについて ④

- 保険料基準月額の推移

	第6期	第7期	第8期
保険料基準月額	5,710円	5,810円	5,810円

介護保険料算定に当たっては、介護保険事業運営基金を取り崩し、保険料上昇の抑制を図る。

介護保険事業運営基金残高（令和元年度末時点）	798,222千円
介護保険事業運営基金の取り崩し予定額（3年間）	90,000千円



# 8 介護保険サービスについて ⑤

## ・所得段階別保険料一覧

段階	対象者	計算方法	保険料月額 (前年との差)	保険料年額 (前年との差)	
1	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額 × 0.30	1,743円 (0円)	20,916円 (0円)	
2	世帯全員が 市民税 非課税者で	課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	基準額 × 0.45	2,615円 (0円)	31,380円 (0円)
3		課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	基準額 × 0.70	4,067円 (0円)	48,804円 (0円)



# 8 介護保険サービスについて ⑤

段階	対象者		計算方法	保険料月額 (前年との差)	保険料年額 (前年との差)
4	世帯内に市民税課税者がおり、 本人が市民税非課税者で課税年金収入と 所得の合計金額が年間80万円以下の者		基準額 × 0.90	5,229円 (0円)	62,748円 (0円)
5	世帯内に市民税課税者がおり、 本人が市民税非課税者で上記以外の者		基準額	5,810円 (0円)	69,720円 (0円)
6	本人が 市民税 課税者で	合計所得金額が 年間125万円未満の者	基準額 × 1.20	6,972円 (0円)	83,664円 (0円)
7		合計所得金額が年間125万円 以上200万円未満の者	基準額 × 1.30	7,553円 (0円)	90,636円 (0円)



# 8 介護保険サービスについて ⑤

段階	対象者	計算方法	保険料月額 (前年との差)	保険料年額 (前年との差)
8	本人が 市民税 課税者で	合計所得金額が年間200万円 以上300万円未満の者	基準額 × 1.55 9,006円 (0円)	108,072円 (0円)
9		合計所得金額が年間300万円 以上500万円未満の者	基準額 × 1.80 10,458円 (0円)	125,496円 (0円)
10		合計所得金額が年間500万円 以上800万円未満の者	基準額 × 2.00 11,620円 (0円)	139,440円 (0円)
11		合計所得金額が年間800万円 以上1,100万円未満の者	基準額 × 2.30 13,363円 (0円)	160,356円 (0円)
12		合計所得金額が年間1,100万円 以上1,500万円未満の者	基準額 × 2.60 15,106円 (0円)	181,272円 (0円)
13		合計所得金額が年間1,500万円 以上の者	基準額 × 2.80 16,268円 (0円)	195,216円 (0円)

# 9 介護保険事業の運営

## ① 要介護認定審査

- ・ 適正な認定調査の実施
- ・ 厳正な審査・判定ができる体制を整備



## ② 事業者の指導・監督

- ・ 事業者への情報提供、相談体制の充実
- ・ 利用者と事業者の良好な関係づくりの支援
- ・ 事業所の事務負担の軽減（書式の見直し、ICTの活用）
- ・ 県指定の事業者についても  
県との密接な連携を図り  
保険者として指導・監督に努める



## ③ サービス提供の適正確保

- ・ あらゆる機関の連携強化
- ・ 介護人材確保（就労奨励、キャリアアップ研修、離職防止）
- ・ ボランティアポイント導入の検証
- ・ 介護情報に特化したポータルサイトの開設・運営

就労奨励



ポータルサイト





# 10 介護給付等適正化事業

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤ 介護給付費通知
- ⑥ 神奈川県国民健康保険団体連合会の適正化システムによって出力される給付実績の活用として提供されたデータの積極的な分析・評価



# 11 経済的支援施策

## (1) 利用料の減免・軽減等

- ① サービス利用料の減免
- ② 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置
- ③ 社会福祉法人による軽減措置
- ④ 介護老人保健施設等利用者負担
- ⑤ 高額介護（介護予防）サービス費の支給
- ⑥ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給
- ⑦ 特定入所者（介護予防）サービス費の支給



# 11 経済的支援施策

## ① サービス利用料の減免 - 国の制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免期間
<b>災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき</b>		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	100分の100	6か月
財産が著しく損傷または消失し、その財産の価格が二分の一以上に減少したとき	100分の95	3か月
<b>主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき</b>		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
<b>主たる生計維持者の事業または業務の休廃止・失業による収入の著しい減少</b>		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
<b>主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少</b>		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月



# 11 経済的支援施策

## ① サービス利用料の減免 - 市独自の減免措置

区分	給付割合	減免期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準ずると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	100分の95	当該要件に該当しないと認められるまでの期間



# 11 経済的支援施策

## ② 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

- 障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として利用者負担の軽減を受けていた方が、介護保険の対象となり、引き続き、訪問介護を利用する場合に、利用料を軽減。

対象者	基準負担割合	軽減後負担割合
障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当	10%	0%



# 11 経済的支援施策

## ③ 社会福祉法人による軽減措置

- 生計が困難な方が、対象サービスを社会福祉法人から提供された場合に、提供した社会福祉法人がサービスの利用料を軽減。

対象者	対象サービス	軽減割合
<p>次の要件の全てを満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下</li><li>• 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</li><li>• 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない</li><li>• 負担能力のある親族等に扶養されていない</li><li>• 介護保険料を滞納していない</li></ul>	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護福祉施設サービス 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 訪問型サービス、通所型サービス	負担額の4分の1 (老齢福祉年金受給者は2分の1)

# 11 経済的支援施策

## ④ 介護老人保健施設等 利用者負担

- ・ 生計が困難な方が医療法人等が提供する介護老人保健施設等のサービスを利用した場合に、市が利用料の一部を助成。

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 ・ 年間収入が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ・ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ・ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない ・ 負担能力のある親族等に扶養されていない ・ 介護保険料を滞納していない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護保険施設サービス</li><li>・ 介護療養施設サービス</li></ul>	負担額の 4分の1

# 11 経済的支援施策

## ⑤ 高額介護（介護予防）サービス費の支給

- 世帯ごとに、1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給。

令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
<ul style="list-style-type: none"><li>• 生活保護の受給者</li><li>• 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li></ul>	15,000円（個人） 15,000円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"><li>• 住民税世帯非課税</li></ul>	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"><li>• 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li><li>• 老齢福祉年金の受給者</li></ul>	15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"><li>• 現役並み所得者</li></ul>	44,400円（世帯）





# 11 経済的支援施策

## ⑤ 高額介護（介護予防）サービス費の支給

令和3年8月利用分より（予定）

- 世帯ごとに、1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護の受給者</li><li>利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li></ul>	15,000円（個人） 15,000円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"><li>住民税世帯非課税</li></ul>	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"><li>合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li><li>老齢福祉年金の受給者</li></ul>	15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"><li>現役並み所得者（年収約383万円～約770万円未満）</li></ul>	44,400円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"><li>現役並み所得者（年収約770万円～約1,160万円未満）</li></ul>	93,400円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"><li>現役並み所得者（年収約1,160万円以上）</li></ul>	140,100円（世帯）



# 11 経済的支援施策

## ⑥ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

- 世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給。

70歳未満の人

所得	上限額
住民税世帯非課税	34万円
210万円以下	60万円
210万円超600万円以下	67万円
600万円超901万円以下	141万円
901万円超	212万円



# 11 経済的支援施策

## ⑥ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給 70～74歳の人、後期高齢者医療制度で医療を受ける人 （75歳以上の人）

所得	70～74歳の人 上限額	後期高齢者医療制度で医療を受ける人 上限額
低所得者Ⅰ*1	19万円	19万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
一般	56万円	56万円
現役並み所得者	67万円	67万円

\* 1 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

※ 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

※ 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。



# 11 経済的支援施策

## ⑦ 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

- 低所得者が施設サービス等を利用した際に、居住費と食費の一部を支給（補足給付）。対象者は、所得要件や資産要件などで判定し、補足給付の額は、基準額から利用者負担限度額を引いた額。

区分	主な対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護受給者</li><li>老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税者</li></ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"><li>世帯全員が住民税非課税者で、前年の課税年金収入額、合計所得金額及び遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む</li><li>障害年金収入額の合計が80万円以下の者</li></ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"><li>世帯全員が住民税非課税者で、上記に該当しない者</li></ul>
第4段階	<ul style="list-style-type: none"><li>世帯内に住民税課税者があり、本人が住民税非課税者</li><li>本人が住民税課税者</li></ul>



# 11 経済的支援施策

## ⑦ 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

区分	食費			居住費						
	基準額	限度額	補足給付	基準額	限度額	補足給付				
第1段階	4.2万円	0.9万円	3.3万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円			
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円			
				従来型個室 ※	①	3.5万円	①	1.0万円	①	2.5万円
					②	5.0万円	②	1.5万円	②	3.5万円
				多床室	1.0万円	0万円	1.0万円			
第2段階	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円			
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円			
				従来型個室 ※	①	3.5万円	①	1.3万円	①	2.2万円
					②	5.0万円	②	1.5万円	②	3.5万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円			
第3段階	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円	2.0万円			
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円			
				従来型個室 ※	①	3.5万円	①	2.5万円	①	1.0万円
					②	5.0万円	②	4.0万円	②	1.0万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円			

①は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

# 11 経済的支援施策

## (2) 保険料率の減免 – 市独自の減免措置

区分	給付割合	減免期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準ずると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	介護保険料所得段階第1段階の2分の1	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者または主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、保険料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	6か月
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合
収用等に基づく土地等の譲渡により所得税法第33条第1項に規定する譲渡所得があったとき	賦課された保険料から当該譲渡所得はないものとして算定した保険料の額を控除した額	
介護給付の制限を受け、または日本国外にあるとき	免除	給付制限等を受けている期間



# 11 経済的支援施策

## (2) 保険料率の減免 - 国の制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免期間
<b>災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき</b>		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	免除	6か月
財産が著しく損傷または消失し、その財産の価格が二分の一以上に減少したとき	100分の50	3か月
<b>主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき</b>		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
<b>主たる生計維持者の事業または業務の休廃止・失業による収入の著しい減少</b>		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
<b>主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少</b>		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月



# 12 計画の進行管理

## ① 逗子市高齢者保健福祉計画懇話会による進行管理

- ・ 公募による市民、介護保険サービスの関係者、公共的団体の推薦を受けた者、関係行政機関の職員、学識経験者等で構成

## ② 逗子市の進行管理

